

林業・木材産業改善資金造成費補助金（継続）

1 趣 旨

川上から川下に至る森林資源の循環を促進するため、緊急間伐の促進や木材・木質バイオマス利用の一層の推進を図る必要がある。

このような中で、川上から川下までの木材の円滑な生産・加工・流通を確保するためには、事業者の創意工夫を活かして大規模流通加工システム等、木材の種類やニーズに応じた多様なルートを構築していくことが不可欠である。

このため、林業・木材産業経営の改善等を目的として新たな事業の開始、生産・販売方式の導入等を実施するために必要な資金を融通するため、都道府県における林業・木材産業改善資金の造成について助成を行う。

2 事業内容

「林業・木材産業改善資金助成法」に基づき、

- (1) 都道府県が行う「林業・木材産業改善資金」の貸付けに充てるための資金の造成に要する経費の都道府県に対する一部補助
- (2) 融資機関が行う「林業・木材産業改善資金」の貸付けの原資に充てるために都道府県が貸し付ける資金の造成に要する経費の都道府県に対する一部補助を行う。

3 事業実施主体

都道府県

4 補助率

2／3以内

5 平成18年度概算決定額

5,000(5,000)千円

[貸付枠] 100(100)億円

(林野庁林政部企画課)